

## 令和3年第2回 邑南町議会定例会（第4日目） 会議録

1. 招集年月日 令和3年3月1日（令和3年2月18日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和3年3月10日（水） 午後1時30分  
           散会 午後3時53分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎			11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎			11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	渡邊 庸子	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
医療政策課	口羽 正彦	保健課長	土崎 しのぶ	会計課長	上田 康典
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	洲濱 浩敏		
教育長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

## 令和3年第2回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

令和3年3月10日(水)午後1時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和3年第2回 邑南町議会 定例会（第4日目） 会議録

【令和3年3月10日（水）】

—— 午後1時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。5番宮田議員、6番漆谷議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●山中議長（山中康樹） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。ここで暫時休憩と致します。

—— 午後1時30分 休憩 ——

（Aグループ議員退席）

—— 午後1時30分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開を致します。それでは、通告順位第5号、亀山議員、登壇をお願いします。

（亀山議員登壇）

●**亀山議員（亀山和巳）** 議長。

●**山中議長（山中康樹）** 12番、亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。12番亀山でございます。通告しております2点について執行部の考え方を伺いたいと思います。まず初めには公民館を地区民センターにと表題であげております。これは地区民センターとあえてあげたのは、通常はコミュニティセンターという言葉でよく使われとるわけですが、私なりに地区民が中心であるという考え方から、地区民センターという文言にさせていただきました。まずはじめに公民館は、戦後の荒廃した社会情勢のなかで新しい日本を築きあげるには教育の力が必要であり、その1つの核として公民館を設置することを規定した社会教育法が昭和24年6月に制定されたと承知しております。以来70年間で社会教育は生涯学習という言葉に置き換わったり、地域課題解決型学習が社会教育の領域にも取り入れられるようになってまいりました。そのように世の中は大きく変化してきました。とりわけ当地区のような過疎・高齢の本町にあっては、地域の持続・存続までが危ぶまれる状況も見えたところですよ。いうまでもなく公民館は、地域住民にとっては地域の大きな拠り所施設になっています。これまで地域の公民館を支え、維持・発展させてこられた多くの先人たちにまずは敬意をはらいたいと思います。しかし先に触れましたように、地域の状況の変化や地域住民のニーズの変化に対応できる体制整備が必要ではないかと考えています。昨年12月議会の一般質問で取り上げられた公民館の件、または地域課題の件をもとに質問を進めてまいりたいと思います。この質問を通告するにあたり地域で公民館関係の方にも相談しましたが、まずは叱られました。ですが、私は先ほどもいいましたように公民館活動を否定するという立場ではなく、今後新しい方向に向かっていくためにはどうあるべきかなあという観点で皆さん方に考えていただきたいという思いから、提言させていただければと思います。そこでまず通告しております、公民館で窓口業務の代行ができないのはなぜかと通告しておりますが、これはコンビニやなんかで最近各種の証明書を発行する自治体もあるなかで、公民館は町の共有施設町の公共施設であり、正規職員までが配置されているそういった施設なのに、なぜ町長部局の窓口業務ができないのか、その点について地域住民の方の疑問にお答えいただければと思います。

○**大橋生涯学習課長（大橋 覚）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚）　　まずもって現在の公民館の現状についてお伝えをさせていただきたいと思います。先ほど議員さんおっしゃられましたように社会教育法の第20条の目的にそって、教育の大綱・邑南づくり教育計画及び平成30年8月に策定致しました。邑南町の未来を創造する公民館で社会教育及び公民館のあり方を示し、併せて各公民館に設置してあります活動推進協議会との連携を図りながら、地域の実情に応じた多様な事業を展開し学びを通じた人づくりを進め、人と人とのつながりによるコミュニティの形成を図っているところでございます。御質問の窓口業務の代行ができないかという御質問かと思えます。これら先ほど述べましたように法令・条例及び計画等によりまして、現在のところ公民館主事が直接その窓口業務を行うということは教育委員会としては想定をしておりません。以上でございます。

●亀山議員（亀山和巳）　　はい、議長。

●山中議長（山中康樹）　　亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳）　　はい。いろいろ法令、条例等の規則によりそれができないということですが、それが町民の皆さん方へそれを理由ですぐわかってくださいというのはちょっと難しいところがあるかもしれませんが、先ほども言いましたように町の職員さんがそこに座とって、ほいじゃあこっこの他の部局の仕事はできんということですが、そこでもう1つ伺いますがその公民館主事の仕事内容について、逐一こういう仕事を公民館主事はするんですよ、こういうことはしてはいけませんよという書いたものいいますか、職務規程いいますかというんでしょうか、そういったものは実際あるんでしょうか。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚）　　議長、番外。

●山中議長（山中康樹）　　大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚）　　公民館主事の具体的な業務につきまして、もちろん先ほど申しましたとおりおおもとは社会教育法の第20条、公民館の業務についてが謳ってあります。それに準じましてこれも先ほど申し上げました邑南町としては、いろいろな計画等策定してそこに明記をさせていただいているところでございます。主事の仕事といたしましては先ほども申しました目的を達成するために、もちろん学びというものが中心になってま

いますけども、学びを中心とした事業展開というところで認識をしているところでございます。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。今答弁をいただきました。ということは、具体的にこの項目はいうことは決めてないということは主事さんのやる気なり、どういいますかねえ主事さんの心構えでいろいろ変わってくるのかなあとと思います。例えば町長部局から教育委員会へ異動して、それから公民館へ配置された場合、その職員さんにもいろいろあろう思うんですよ。よし自分はここで頑張って将来町長部局に戻ったら、また本所に戻ったら課長になるぞと、副町長目指すぞというそれだけバイタリテイをもった方もおられると思いますし、公民館へとばされたというモチベーションが下がる方もあるんじゃないか思います。ですから住民に対してはある程度規則的な決まったことでの対応がないと、その公民館主事のそのモチベーションによっていろいろ住民サービスが変わるということが起こりうるのかなとちょっと心配します。そこでそればかり言うとしてもいけませんので、そのことをできればはっきりした形にしておくべきだと思います。それと公民館の利用規程とかその仕事内容についてもやはり公民館は活動もありますが、管理する方法自体が社会教育法・その範疇のなかでやられとるんだと思います。社会教育法から飛び出してやることはできん思います。しかし全国的にもあっちこっちで社会教育法の解釈の仕方ということで、各自治体でいろいろな取り計らいがされとるということも聞きます。それと1つ、これは私達もこれまで手を挙げて賛成したのかもしれませんが、公民館長さんの身分ですよ。地域でいうと公民館長さんは皆さんが推薦して、公民館を取り仕切ってくださいという立場で推薦したと思うんですが、条例上の身分は会計年度任用職員ということになっております。会計年度任用職員というのはどっちかいうと主事の立場よりも、どっちかいうとこれはちょっと語弊があるが位置的にはちょっと低いというちゃあいけません、そういう立場にあるのかなあ思うんですよ。で、館長さんの職務・責任からいうともっと公的な身分といいますか、そこは明確にすべきではないかなあとも思います。そこでこれはここでとりあえずおいておきまして、そのあと公民館を考えるときにいろいろ町の公共施設いろいろあるわけですが公共施設等の見直しについて、これまで公共施設等の管理総合計画等がつくられて、今後どういうふうに管理していこうかという計画策定から、実際の行動に移すべく準備がされとると思いますが、これは総務委員会の資料の中で、公共施設等の在り方の見直しにおける今後のスケジュールというのがあります。

そのなかに記載してあるのは、12公民館から5名計60名の委員を選出する。これには公民館ごとに選挙人名簿からランダムに選ぶとか、もう1つには委員選出候補者のうち各公民館長に施設入居者などの除外対象者の選出を依頼する。これは総務課がやるべき仕事をなんで公民館長さんに依頼せにゃあいけんのかなあと、公民館長さんの仕事はそういう仕事じゃあないんじゃないかと思うんですよ。そういったところで疑問があるのと、先ほど言いました公共施設等の総合管理計画のなかで、公民館の管理運営費または利用者の負担状況、利用者数等が調べられて、今後行財政改善や公共施設の維持管理に关していろいろ検討協議がなされていくものと思いますが。今の時点でこの公民館は、町の公共施設のなかでどういう立ち位置にあるのか、それをお聞かせください。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 公共施設の在り方見直しにおける今後のスケジュールという質問で、公民館の立ち位置についてということまでの御質問をいただいたのかなあとというふうに思います。公共施設の在り方・見直しのスケジュールにつきましては先ほどおっしゃっていただきましたように、今月中に邑南町公共施設町民検討委員会、これ仮称でございますけれどもこれを立ち上げるよう、現在進めているところでございます。この委員会の位置づけでございますけれども国の法令等に基づかない町長の私的諮問機関として、計画案等について審議をいただき答申として御提言をいただきたいというものでございます。委員の選出でございますがこれも先ほどおっしゃっていただきましたとおり、住民基本台帳から地区ごとに無作為抽出により候補者データを抽出をして、出席可能かどうか等について先ほどおっしゃっていただきました、こちらだけで地域の状況をすべて把握できておりませんので、その無作為抽出した委員さんが出席可能であるかどうかということ、館長さんのみでなく、館長さんをスタッフの一番上とすれば主事さんも合わせて相談をさせていただいて、委員さんの選出をしたい。総勢60名になるように。これは要は人口の比例按分ですべての地区で選出していきたいというふうに考えているところでございます。これはですね、町が設ける審議会委員がいつも同じ顔触れになっているという御指摘を、議会からいただきました。それに対して選出方法等を検討するとしておりましたので、来年度から試行してみようということで始めるものでございます。公共施設町民検討委員会につきましては今後予定されます公共施設の建て替えにむけ、総合管理計画実現に向けたルールづくりを行いたい。そのことに対して、住民の皆さんの御意見を反映させていこうとするものでございます。そのルール

づくりはルールづくりとして施設ごとのこれをどうするのかという方針決定につきましては、財政状況も含め定められたルールに基づいて、改めてこれとは別に検討されていくことになるというふうに考えております。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。今そのことを言いましたのは、公民館の活動・公民館の主事なり館長さんの職務は、社会教育法に基づいて、どっちかいうとそれになんじがらめになった仕事しかできんのじゃあないかという思います。それを今の総務課が考えとる全体の公共施設の在り方等に対する仕事に館長さんへ委嘱して、あんたやっちゃんさいいうのもおかしいかなあ思うたり、できるならこれは自治会長さんじゃあないかと思うんです。そういう相談かけるのはなあと思いました。そこでですねえ今後いろいろ公共施設を見直しがなされるなかで、建て替えばっかりがみなできればいいんですが、なかには統廃合ということもあろうかと思えます。そこで今の社会教育法だけにしぼられた公民館と思ひましたら、公民館の分館という位置づけが町内にも数多いんですよ。特に自治会館として使われているんだと思います。それは公民館の分館とした位置づけであっても、活用方法は指定管理をしてそこで多機能な活動がされとるわけですよ。公民館の条例からいうと、ちょっと違う運用も便宜上されとるんではないかなあという気がします。今後、その点についての整理をしていっていただいとく必要がありやあせんかなあ思います。それでその次に移りますが、教育方針のなかで教育長が公民館に在り方について先日述べられました。そのなかで公民館は身近な集い活動する場所です。また地域のみなさん自身が自分の住む地域コミュニティを互いに協力しながら経営していく力をつける場所です。講座主義に陥ることなく活動を展開していきます。行政と住民の協働づくりの場であると述べられております。そこで度々言いますが公民館は社会教育法に基づいて設置管理運営なされてはいますが、利用者の立場での記述はないように思うんです。一般利用者のニーズや地域事情とかかけ離れた部分もあるのではないかと思います。教育長の所見を伺えればと思ひますが。

○**土居教育長（土居達也）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 土居教育長。



**○土居教育長（土居達也）**　　ちょっと、質問の主旨が十分捉えきれてないので見当違いの回答になるかもしれませんが。先ほど読み上げられた、地域の皆さん自身が当事者になって自分達の住んでいる地域をよりよくしていくということが、公民館の役割の1つだというふうに考えております。例えばそこでおっしゃたようにこれからの公民館は、行政と住民の協働づくりの場という部分にふれて、少し例をあげてみたいと思うんですが。例えば令和3年度の当初予算ゴミ処理・し尿料がですねえ、2億2,000万組んであります。これはし尿処理も含めてありますので、住民あたりならしていけば、2万2,000円の税金を活用しているということになります。これが多いかどうかはどういうふうに住民の皆さん方が考えられるかはわかりませんが、多いなあと思えばこれをなんとか、し尿処理はできませんけどもゴミを減らすことは可能なんじゃないか。いろんな方法があると思います。よその地域に学ぶということも可能ですよねえ。あるいは今までは田んぼや畑に野菜くずを投げよったのが、もっと有効な方法があるんじゃないか、それを地域ごとにあるいは公民館で学ぶというそういうことも、私はものすごく大事な公民館の役割だと思うんです。これは担当は町民課ですけども町民課と公民館とがよくよく横連携を図って、予算が減っていくんだからもっともっと有効な使い方にしていこうや。あるいは例えば浮いたというふうな言い方はちょっとまずいですけども、学校の図書費に使おうとか、図書館の新しい本を買うようになればいいねとかいうようなそういう話し合いが、住民と行政との協働づくりの場になると思うんですよ。そういうことはいっぱいできると思うんです。亀山議員さんおっしゃたように、社会教育法があるからいろんなことができないんだということではけしてなくて、やってないとかそういうことじゃないのかなあと思います。社会教育法で禁じられているのは、特定の政党の応援あるいは特定の宗教団体の支援であるとかそういうことは禁じてありますけども、地域づくりであろうがモノづくりであろうが特産品であろうが地域の皆さん方のニーズによってです。活動推進協議会もありますので、そういうところで地域の皆さん方が、この地域はこういうことを1年間頑張ってみようやと、そういう合意をいろんな人に地域の人に加わってもらいながら合意形成を図って、活動を進めていくということが公民館に求められている役割じゃないかということで、平成30年にそういう公民館にしていきましょうという方向性を示しております。ずれた答弁であれば、また質問をしていただけたらと思います。

**●亀山議員（亀山和巳）**　　はい、議長。

**●山中議長（山中康樹）**　　亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。確かに今教育長が言われた地域の問題を1つ1つ捉えて皆さんが考えていこうという、それはいいことだと思うし、ぜひやるべきだと思いますが、ほいじゃあその音頭がとることが実際公民館の主事にできておるのか、館長さんでできておるのかということなかなかそこところは難しい。どっちかいうと自治会とかそういった形で検討されているんじゃないかなあと思います。これまでは公民館いうとサークル活動とかそういったことで、地域の課題に積極的に取り組むというところは、なかなか踏み込めていないのではないかなあという、それは私なりの感覚ですが。そこで先ほど言われました公民館・社会教育法で禁じられておることが、公民館の運営方針のなかに書いてありますね。営利を目的にすることについても、もっぱら営利を目的として事業を行い特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。これは禁止されとります。先ほども言われましたもう1つは、特定の政党の利害に関する事業を行い又は公私の選挙に関し特定の候補者を指示すること、とあります。ですが、これを読んだかぎりにはそういった営利を目的とする人が使ってはいけませんとは書いてないように思います。それともっぱら事業を行うというのは公民館が主体的に公民館の名前でそういったお金もうけをすることはいけませんよと、私は理解するんですが。それと宗教の分で政党やら宗教のことについても、公民館がある特定宗教をおす活動を公民館活動としてしてはいけませんと私は理解するんですが。そういった方が公民館へそれなりの利用料を納めて使用することについては、なんら問題がないことではないかと思うんですが。法にあるその条例の本文が皆さん方には伝わってとにかく何でも営利目的はいけんだ、政治目的じゃあいけんだというような解釈されとるように思います。営利目的にしてもここにはあぁいって書いてありますがもっぱらとあります。ほいでこういったことをいろいろあちこちの自治体では、この法の解釈という形でいろいろ検討されて文書化して出されとるところもあります。ありますが、それを聞く方でみると条例の本文ばかりが頭にあって、解釈の仕方というのはなかなか伝わりません。これを使い方ですよ。うまいこと使おうと思うと、例えば営利を目的として事業はいけませんという書いてあるんで、そういったことは絶対しちゃあいけんよとやりとらない人はそう言いますから。それから宗教にしても政党・政治にしても、それに関心のない方こういうことをしちゃあいけんじゃないかと言います。ですからその解釈の仕方が町民にいろんな形であるのが、今の状況じゃないかと思うんであります。それで今もいろいろ話があるように思いますのは、地域みらい課が所管の地区別戦略。これを公民館活動としてどういうふうに取り入れていくのか、地区別戦略そのものははじめは補助金は多いですよ、年々減していきますよ、そのうち自立してください、いいます。自立しようと思うと経済活動どうしても考えていかにやあいけません。ほいで経済活動考えるんなら公民館活動としては受け入れませんよというように解釈をされる場合もあるんです。なんでそこでひっかかるかという社会教育法というのが

ドーンと構えとるけえひかかるんであって、社会教育法からはずれたらそういうことが割合できやすくなるんじゃないかと思うんです。あちこちの自治体においても財政状況から公民館での支出を減して、コミュニティセンター化して支出を抑えようという目的でやられるところもあるかもしれません。あるかもしれませんが今のように地域課題をほんに積極的に解決していこうとするなら、そういった住民の考え方がですねえ、そこを使いやすい環境を調べてあげるべきではないかと思うんですよ。たとえ宗教が公民館活動ではいけませんいうても、昔っから宗教を地域のコミュニティのなかに宗教も取り込んでいます。八幡宮にしてもお寺の檀家にしても取り込んだものになっております。それとあとで出しますが議会議員の選挙又はそれにかかわることについての会合やらなんかも、公民館ではそれはしちゃあいけん、やっちゃあいけんというような考え方もでる。どっちかいうと住民の活動をどうするか、あしをひっぱるような方向ではないかなあという感じがするんです。確かに公民館活動いうのはなくてはならん思います。私は社会教育法もなんにもわからん時代には公民館へ寄って大酒を飲んだり大話をしたり、館長さんの家まで押しかけて夜遅くまでいろいろ話をしたこともあります。そういった住民のやりたいことを住民が何を求めておるかいうところが今からやっていくのには一番大事なんではないかなあと思います。公民館活動も今までずっと続けてきてはもろうとりますが、それが特定の人、趣味の会であるとか公民館に親しい人だけであって、その裾野がだんだん広がり小そうになっていっとるんではないかのうという感じがします。そこで地域で相談したら叱られたといいましたが、そのことも1つ話してみたいと思うのは、公民館の多機能化という件ですが、これは12月の議会で一般質問で中村議員さんが取り上げられて、公民館の多機能化を考えろというテーマで質問されとります。それと地域の課題については集落の課題解決と支援策ということで、漆谷議員さんもやっとなられますし、住民活動に町職員が入るといいう仕組みということで平野議員も一般質問でされとります。そういったことをずっとつなぎ合わせてみると社会教育という概念から、生涯学習にかかわっておるともさっきも言いましたが、協働の地域づくりには行政と住民の両者のかかわりが重要であるとも言われますし、職員の働き方改革も含めて職員がいかに地域の活動に参加するかということも、検討されとる最中だろうと思います。先ほどから言いますように住民が公民館をどう思っているかの調査は、大事なことだということ町長も12月の答弁でされとりますし、住民のニーズや必要性があれば特定の地域で試行してみることも必要だとも言われております。この公民館を地域課題を解決する場として、最も今後発展させていくためには、この多機能化ということがぜひとも必要だと思いますが、それを設置されとる責任者である町長、12月の町長の答弁、それから今後調査もしてみたい、住民ニーズも調べてみたいと言われました。そのことについての、進捗状況があればお聞かせいただければと思います。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 議員の先ほどの御意見のなかで地域の特産品の販売、地区戦にかかわって特産品を作って販売ができんじゃないかという御意見がありましたけども、これについても物を売ってはいけないということはありませんので誤解がないように。先ほど御意見がありましたように、使う方の利用の仕方について制限はありません。どんな宗教団体であろうが政党であろうが使用料は支払っていただいて、政治活動・宗教活動される分については利用ですのでこれは制限がありません。それと同じように物の販売も、公民館は一切ありませんということではなくて、公民館で取り組まれたいろんな特産品づくりについて、販売されるについては許される範囲です。というふうに解釈がかわってきておりますので。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 昨年から公民館の在り方についていろいろ議会でも議論になっているということでございまして。私は非常に好ましいことかなあというふうに思います。この問題を考えるときに公民館のあるべき姿というのは、基本的にはやっぱり住民の側にたってどう考えるべきか、あるいは住民の幸せづくりのために公民館はどうあるべきか、ということから議論を出発しないと。やっぱりセクショナリズムで、お互いの言い合いになってしまうことはいけないというふうに思っています。今の邑南町の条例上では公民館は建物としての公民館条例。あるいは行政目的をもった施設条例。こういったものを兼ね備えている、館が多いわけでありまして。布施公民館だけは、公民館条例しかありませんが、そこはもう先ほど言われた主事のある程度裁量で、臨時的な行政サービスもどうもやっておるようございまして。私は公民館の在り方ということを考えると、社会教育という範ちゅうはしっかり守らなきゃいけないなと思います。これなしに公民館は、何をやってもいいっていうことはあり得ない。ただ社会教育の在り方っていうものが時代とともに変わってきて、うまく機能してない。地域住民にとって物足りない。あるいは不具合があるみたいなどころがあるんで、今いろんな問題があるんだらうと思います。そこは教育長もしっかり認めておられてやっていないから、新たな公民館なるものをどうあるべきかということの、今議論が教育委員会でもされているということでございまして。ですから今の社会教育としての位置づけ、公民館の

位置づけはどうあるべきかというものを議論しながら、それに多機能という問題を絡めてどうあるべきかということについては、しっかり議論をまだまだする必要があるのではないかと思います。決して公民館主事1人でできるわけではなくて、むしろ私の思いでは公民館主事は、あくまでも今求められている社会教育の先導役というかリーダー役というかコーディネート役。そこをしっかりと勉強してもらってやってもらう必要があると。さらに多機能化を求めるのであれば職員全体の配置の問題もあるしデジタルの問題もあるし、非常にこれは大きなテーマになってくるんだらうと思います。したがってアンケートを取るっていうことも大事ではあると思いますが、まずはここまで議論されてるわけですから、我々の方である意味の本当のたたき台を作ってですね、そして教育委員会にも見てもらって議論をしてもらおう。議員の皆さんにも見てもらって議論をしてもらおう。そういうものがないと、なかなか議論だけでは前にいかないというふうに思ってますので。令和3年度はほんとのたたき台というものをですね、今まで以上の過程のなかで我々としては案を作っていくたいなあと。それからまた議論を深めていきたいなあとというふうに思っております。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。先ほど答弁いただきました。教育長の答弁のなかで今の法の解釈をして、公民館の中でも販売やらなんか、地域の特産物を販売することは認めておりますよと言われました。ただ、それをほかの自治体で調べよったらそれはいけませんと。それをやろうと思うと公民館でなく、なしにコミュニティセンターに切り替えていかんとできません。社会教育法からぬけだしているから。ぬけだした組織機関でないとそれはできませんと解釈されとる自治体もあつたりいうんです。いろいろ初めに言いましたように、その解釈の仕方がいろいろある。それで町は町としての、教育委員会は教育委員会としての解釈があるかもしれませんが、住民のなかにもその法律の本文でなしに、その解釈までを理解して動いてもらうかいうと、法の本文だけをみて“これはできんだ” “これはできるんだ”と解釈されて、いろいろ地域で活動に参加できんだととか、その活動をしちゃあいけんじやあないかとかいう声も起こってくるように思います。先ほど町長言われました、とにかくこれはどの方法がいいのか、どういったことを町民が求めておるのか、これをしっかり調査して、そのいい方向での公民館なり社会教育を進めていっていただきたい思います。社会教育も確かに座学から実践もあるかとも思います実践するなかで社会教育、そのなかにも教育的な内容は含まれておると思ますんで、今後十分また町民の方また関係部局とも相談をし

て、いい方向にもっていただくようお願い致します。それで時間もだいぶ、あっ、どうぞやってください。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 公民館の物の販売については邑南町の解釈ではなくて、文科省の解釈です。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。教育長が言われましたように文科省から事務通達いいですか、事務連絡で平成30年の12月に出とると思います。これは通達としてでておるんですがこのなかにも、なんかひっかかる場所があったんです。このことを徹底して公民館ではこうですよということを、みなさんにも徹底するようにお願いしたいと思います。それから2番目にあげとります、議会議員の処遇改善を、これは直接私ども議会議員対することになるので、いたしいところもあったんですが、議会のことなので、議会で相談して考えりゃあいいじゃないかという言われる方もありました。今全国的に議員のなり手不足の問題が取り上げられております。これはどうしてだろうかという原因には、行政に対する関心が薄れてきたとか、いろいろ世の中がよくなって住民の要望が減ってきたからではないかとか、それと実際に議員になろうかというときに、議員本人だけではなく家族や親戚の問題までもが取り上げられる。議会議員について話し合う機会もなかなかなくなったというのは、先ほど公民館でいいました、公民館でそういった議員のこと、政治的なことを離すということがタブーですよというふうな思いが皆さん方のなかにあるんじゃないかと思います。いろいろ次の議会議員の選挙については、石橋町長自らいろいろ御心配をいただいとるように伺います。そこで町長の立場でこれまで町長も平成3年の5月から11年の1月まで、石見町議会議員として勤められた経歴もあります。その後県議会議員から町長になられたわけですが、町長の立場で町議会議員のなり手不足について、何か所見がありましたら伺いたいと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 少し長くなってもよろしいでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 残り時間が十二、三分でございますので。

○石橋町長（石橋良治） 3分くらいで終わりかなと思いますが、よくわかりません。先ほど亀山議員さんから無関心という話がありましたけど、私はけして無関心ではないと思います。要するにこれは我々・行政・議会、その共同の責任といいますか課題だろうと思うんですね。その努力がやっぱりされてないからこうなるんであろうと。今回議会の話ですからやっぱり議会の見える化、これをどう図っていくかということが、議員の皆さんには問われているのではないかなと思います。見える化ということは、今まで主にやってこられたチェック機能、これ大事なことなんですけど、やっぱ政策立案機能これも当然あるわけですし。そこをしっかりと機能、高めるっていうことが大事なのかなあというふうに思います。年1回の住民意見交換会をやっていらっしゃいますけども、突っ込んで聞かれたときにやっぱり執行権もないから執行部に聞いてみるとかということも、そりゃああると思いますけども、やっぱり各地区でやった共通のテーマなり今取り上げなきゃならない大きなテーマなり、こういったものをですね、ぜひ議員のみなさん全員で集まって条例化までもっていく、そして執行部を動かす、こういうことをですねやっぱりやらねば、議会としての価値もあがってくるし、住民の皆さんもよくやったと、なるほどなあと思うんじゃないかなあというふうに思います。ただし、ここはやはり活動ということでございますから、いわゆる政務調査・政務活動こうしたものが本当に今聞きますと1人7万円くらいしか年間ないそうでございますが、やはりこれは市であろうと県であろうと町であろうと、やっぱりそれ相応の政務活動費というのは必要だと思うんですよね。県・市・町でかなり額が違ってくるということはちょっと問題かなあ。ちゃんと公費で皆さん方にお渡しをして、しっかり年間の活動をやってもらおう。それなりのスタッフも雇えるんなら雇うというようなことをやらないと、なかなかここまでいかない部分もあるのではないかなと思います。条例化も結構ですし場合によっては公開討論会を議員の皆さんが主催をされて、この問題について皆さんの意見を聞くっていうような場も本当に必要じゃあないかなあ、そのへんが若干見えづらいといいますか、私は常にこう言っているのは、我々も反省も含めて主体的にどう動くのかっていうことをいつも言うんですけども、そこがちょっと見えないから見える化をしてほしいとこういうことなんです。それから、2つ目の、論点というのが、やっぱり女性の問題だろうと思います。今欠員1ですから14分の1でございますけども、女性議員さんの割合は7%しかないわけですけども、政府は2030という目標を持っていまして国会あるいは地方議員、2

020年までに30%という目標を持っているんですが、残念ながら国会のなかでもですね、非常に低いわけですよ。自民党にいたっては10%しかないわけです。ですから国会議員自らがですね、しっかり法律でも作って必ず達成するんだっていうことをやらないと、地方議員からっていうのは難しい問題だろうと思います。1つの手としてはいつかも言っておりましたけれども、クォーター制度。これは先進7か国先進OECDの加盟国36か国中ですね、32か国はもうクォーター制やっています、つまり男性と女性は1対1ですから、半分は女性の議員にしようといういわゆる縛りをかけているわけです。やっていないのは、アメリカとか日本とか4か国しかいない。それは自ら国は旗を振ってやるべきだろうと、いうふうに思うんですね。ある人はこれを逆差別じゃないかとこんなことを言いますが、私は決してそうじゃなくて、積極的是正措置ということ捉えてやるべきであろうというふうに思っています。それから3番目、これが一番私は肝だろうと私は思っていますが、やっぱり働き方改革の問題だろうと思うんですね。今どちらかというとサラリーをいただきながら働いている皆さんは、なかなか議員に出にくい、職場環境あるんじゃないかと思いません。結果的には年金をもらっている方とか自営業の方とか、どうしても職種が限定されやすい。もっともっと出てほしいんだけど、やっぱりなんとなく職場の制約がある。職務専念義務というものがあったり、就業規則に決まりがあたり。そこをですね、やはりその団体あるいは企業のトップの考え方だろうと私は思っています。そのトップがですね、あなたは議員になりたいならなってみると、議員報酬は確かにもらうかもしれん、そこまでの給与は上乗せはできないけども、それを引いた給与は保障します、ということ言えば、議員になったことによって雇用はできないというようなことではなくて、正規の職員として雇用を続けながら議員に出られる。やっぱりやり方・仕組み、これがまさに働き方改革だろうと思うんですね。今できるんですよ、実は。今公務員でもその問題についてですね、公務員でも地域貢献もどういうふうにしてやりながら、働き方改革のなかで職員として続けていこう。その制度を作ってみようじゃないかというような、検討も行っていきますので、やっぱりそういうような社会・職場になれば、私はどんどん若い人がチャレンジできる環境になってくるんじゃないかなあというふうに思います。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。議会の見える化。また議会が主体的に動くということ。これを聞いて私のでんつばだったかもしれませんが。議会としてももっと理解をしてもらうよ



うに、努めていくべきだったと、今さらながらに反省はします。ですが、こういったことも今の、先ほど言いました公民館活動のなかでも、こういった昔ありよった思うんですが。議員を議員だめる会とかいうて、議員さんと呼んで、そこで、どうかこうかいうて話を聞く会もありましたが、今はそういったことがない。また、若い人に話しましても仕事が手一杯。それから学校の用事等で手一杯と言って、返事が返るのが関の山です。時間もあと残り少なくなりましたんで、2点についてまとめてお願いします。タイトルにあげておりました議会議員の処遇改善これについても、なり手不足の原因の1つと言われております。そこでですねえ通告には厚生年金・共済年金加入の可能性と書きましたが、これは古い私の資料を出しましたんで、今では27年に厚生年金と共済年金一緒になって厚生年金1本になつとる思います。それでですねえ、平成の23年に議会議員の年金が廃止になりました。それを廃止にするときに国会の付帯決議では、早い時期に厚生年金加入できるようにするということが謳われとったわけですが、いまだにそれがなされておりません。そこでぜひとも今の議会議員も希望者に対しては厚生年金に加入できる道、それから先ほど町長が言われました一般企業に勤めとつても、途中が議員として抜けるようなことがあつてもまた継続できる道、そういったこともぜひ若い人をこの議場に引っ張り出すためには、それが必要になってくるんじゃないか思います。今議員でいうと私達4月の末には、そこでプツンです。あと何にもありません。昔の議員年金なら配偶者いいますか内助の功に対する配慮も、厚生年金と同じようにあつたわけですが、今でいうと何もない状態です。ですから若い人になかなか進めるのにも進めにくい状況があります。これが国の制度がかわらんと入れんものなのか、たとえばこれには雇い主負担という行政・町財政からの持ち出しも当然必要なんですが、町独自でこういうことは考えられないものなのか。それと議員の待遇を考えるとときに報酬等の審議会はありますが、この処遇について審議会の条例のなかにあります、“前項の規定するもののほか特に必要と認める事項について審議会の意見をきくことができる”ということがありますんでこういった議員の処遇についても、特別職の報酬審議会へかけていただくことができんものかどうか。その2点についてお伺いします。

**○三上総務町長（三上直樹）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 三上総務課長。残り時間が5分をきつておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

**○三上総務課長（三上直樹）** はい。議員年金制度に変わる、いわゆる年金制度の可能性ということでの御質問です。御指摘がありましたように、23年の制度廃止に伴いまし

て、衆参両院の総務委員会で付帯決議がなされておりまして、おおむね1年をめどに人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度について検討を行う旨の決定がされております。ただその後古い数字にはなりますけれど、29年12月時点で、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書というものが、各地区の、議会等で採択をされて1,788自治体のうち、1,035自治体、6割で可決をされておりますが、6割です。4割は可決がされていません。これ議会のなかでも可決がされてない。先ほどの付帯決議の後半には厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡及び国民世論に十分配慮することもふまえてということになっておりますので、そのあたりのところが盛り上がりせずに、議論が前に進んでいないのが現状だというふうに認識をしております。これを独自の町の制度でという部分につきましては、後段のいわゆる邑南町の特別職の報酬審議会にその他の項目でかけることは可能ではないかという部分については、それは可能なのかなというふうには思うんです。議員のそういう処遇の改善ということをかけていくことは可能なのかなというふうには思うんですが。そのことを町長が問うていくということ自体が適切かどうかということも含めて、これは議会の皆さんと御指導御鞭撻もいただきながら、検討されるべきものではないかなあというふうに事務方としては考えております。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） 時間もありませんが、町長としてこの議員の処遇をなんとかしてやらにゃあいけんじゃないかとお思いのところはありませんでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議員さんの処遇ということもある意味では考えなきゃいけない問題かもしれませんが、私は3番目に言った議員に出てもしっかりと生活の保障がされるような働きか改革の制度というものを、これは官民あげて作っていかないといけないと思います。そこが私は先決だろうというふうに思っています。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。時間になりましたが、公民館の件それから議員のことにつきましても、今後またいろいろ協議されていい方向に行くことを願います。最後に時間ではありますが、初日の一般質問のなかでありました、今の町長の教育委員会に対する発言についてのことがありました。そこで私1人の原因者じゃないかと思うことで、弁明させていただきたいのは、実は学校の問題で、実は私の家族の問題がありました。それは、決算審査の場所では、一般論としてしかよう話はできんかったんですが、そのことを、今のいろんな報告書があがってきたなかで、町長の方から学校設置者としての責任として、家族に詫びてほしいということをお個人的な言葉をいただきました。ですから、私としては一般論としてしかそれに対応できなかったこと、家族に対して申し訳ないという気持ちながら、その責任者としての町長の言葉には感謝いたしたいと思います。これまでも私のような者でも、また、私のような家族でもこの場所に立つ機会を与えてくださった多くの皆さんに深く感謝いたしますとともに、町長はじめ執行部の皆さんの御苦勞を理解しつつも住民目線で発言しなければならない、それに徹してきたことでいろいろ御迷惑等おかけしたかもしれません。そのことについてはお詫び致します。今後は1町民として、この前12月の三階席に書きました山本五十六艦長の言葉、“やってみせ言って聞かせてさせてみて誉めてやらねば人は動かじ、話し合い耳を傾け承認し任せてやらねば人は育たず、やっている姿を感謝で見守って信頼せねば人は実らず”。この言葉を頭に、今後1町民として、できるだけのことをしていきたいと思っております。どうも、長時間にわたってありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で亀谷議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時50分とさせていただきます。

—— 午後2時33分 休憩 ——

(Aグループ議員退場)

(Bグループ議員入場)

—— 午後2時50分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。続きまして通告順位第6号、大屋議員登壇をお願いします。

（大屋議員登壇）

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 7番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。大屋光宏です。よろしくお願いをします。質問としては3点用意をしております。まずはじめに瑞穂ハイランド再建プロジェクト事業についてです。これにつきましては、現在瑞穂ハイランドは経営に行き詰りまして破産手続き中ってことで、破産管財人の方があとを引き継ぐ企業を探しておられるということだと思います。まず、瑞穂ハイランド再建プロジェクト事業っていうのはどういうものであるか。先ほど言いましたように、破産管財人の方が後継企業を探していますが、そこに対して町のお金が払われるんだと思います。補助金が後継企業探しに使われるのか。破産管財手続き中のものに対して、私は公金を出すことっていうのは違和感があります。補助金を出すってことに対して、公益性・公平性・有効性の観点から問題がないのか。その点につきまして先般の質疑では、凡例等を参考のうえって言われました。凡例を使われても結構ですので、問題がないってところを説明していただければと思います。一括でよろしくお願いをします。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） まず1点目の御質問です。瑞穂ハイランド再建プロジェクト事業の内容は、町の補助金は後継事業企業探しに使われるのかという御質問に対しての回答でございます。瑞穂ハイランド、まず経緯を説明させていただきます。瑞穂ハイランドスキー場を運営していた瑞穂リゾート株式会社が令和2年3月31日に事業停止し、その後裁判所から破産管財人が選任され、スキー場の営業再開に向け後継者探しや施設の維持管理がこの間行われてきました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響などで、後継企業探しは難航し新たな候補者が見つからないのが現状です。破産管財人の報酬や施設の維

持管理は、通常破産した企業の財産で賄うとされており。今回の手続きでは瑞穂リゾートグループ企業の財産で行っておりますが、このままでは管財人の報酬や施設の維持費に充てる財源が不足し、4月下旬に開かれる債権者集会を経て裁判所が破産手続きの終了を認めることがあれば破産手続きが終了する可能性があるとして、1月の下旬に町に対して、管財人から報告がありました。仮に破産手続きが終了すれば後継企業の交渉を担っていた破産管財人の任務を終え、後継企業を探す人材がいなくなります。そして破産手続きが終了すると、競売の手続きに移る可能性があります。競売の手続きに移った場合、施設設備等は個々に売却されスキー場の再開は更に困難になります。ただし町や地元が一体となって存続活動行う姿勢をみせ、後継企業の交渉にあたる管財人及び施設の維持管理の費用に目途が立てば、裁判所が破産手続きを延長する可能性があります。このような内容を瑞穂ハイランドの地元である市木地域に報告及び相談をしたところ、地域経済の波及効果及び瑞穂ハイランドの駐車場周辺にある水源地等の公共性を考慮しても、この地域にはなくてはならない存在だと声があがり、市木地域を中心に瑞穂ハイランド支援協議会が設立されました。町としてもスキー場の営業再開による地域経済への影響は多大であると認識し、新年度予算では瑞穂ハイランド支援協議会に対する補助金を予算計上をしているところです。この瑞穂ハイランド支援協議会の一番の設立の目的は、後継企業を探すことが最大の目的・目標であり、協議会の事業内容も後継企業を探すためのPR活動・協議会と活動と管財人と連携した後継企業の交渉及びスキー場が早い段階で再開できるための施設の維持管理でございます。当然、補助金はこの事業内容を支援するものと考えております。2番目の御質問でございますが、直接または間接的でも補助金を後継企業に探すことは、公益性・公平性・有効性の観点から、問題がないかということでの御質問だと思います。瑞穂ハイランドの破産管財人に確認したところ、町が債権者として破産手続きの費用を直接的・間接的に負担すること、これを管財人が受けることは破産法上問題がないと認識しているとの回答でした。また、地方自治法に対しては、破産手続きの費用負担を禁止する規定や破産手続きに協力する団体への支出を禁止する規定はない。また、債権者である自治体が費用を負担することを禁止し、これを違法する法令もないとの見解でした。この破産法と地方自治法についての見解を町の顧問弁護士に確認したところ、スキー場の再開の可能性再開により町の具体的利益といった公益性について、検討する必要があると回答がありました。瑞穂ハイランドは西日本最大のスキー場であり邑南町の知名度の向上という観点からは、町全体の公益性を持つとともにスキー場再開により町に入る年間の固定資産税や賃借料は多額であり、町民全体の利益になると認識しております。またスキー場が再開すれば年間約10万人のスキー客が見込まれ、スキー場での雇用の確保・宿泊・飲食・レンタルスキー・燃料・小売業になど大きな経済効果をもたらすと考えます。有効性についても協議会に対し補助金を交付することで、破産手続きが延長され後継企業が

見つかるという可能性が高いというふうに考えております。議員質問3番目の凡例を参考にしたということですが、凡例の方は東京地裁で平成10年7月16日に判決のあったコスモ信用組合の破たん処理のために、東京都が東京都信用組合協会へ補助金を交付する旨の協定を締結し、補助金を交付したことが違法であるとして都知事を被告として補助金支出の差し止め請求をした住民訴訟で、補助金の支出は地方自治法232条の2により公益上の必要がある場合に該当するとして、該当するとしてなされたものであり違法ではないということで請求が却下されたという判例がございます。以上となります。

●大屋議員（大屋光宏） はい。議長

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。事業の内容等を説明をしていただきました。私自身は弁護士の活動についてという語弊がありますが、破産手続き上の破産管財人の方に出すことはどうかということですが、最終的には凡例でまったく同じものがあるわけじゃなく禁じる法律があるわけではなくて、あくまでも地方自治法に基づく公益性の判断ということだと思います。公益性をどのように捉えて、それが皆さんが理解をするかどうかというところが、問題なんだと思います。具体的に何点か聞かせていただきたいんですが。1つは、誰もが知りたいとは思いません。おそらく答えてもらえないかもしれませんが、スキー場ってというのは具体的にどのくらいの金額で売れる見込みなのか、想定をされているのかを教えてください。それと、町がお金を出すのであとスキー場が再開されるってということは、公益性に大変大きい。再開されるってことがポイントだと思います。それにあたって今度は町がお金を出すので、後継企業が例えば外資はいやである、外国の資本が入ってくると土地を買うとか森林の水源の問題とかがあるので、できれば日本の会社にしてほしいですとか、きた会社に地域との公益性ということでもだしているの、地域貢献も考えたなかで地元の雇用を増やすであるとか、こういうことをしてほしいっていう要望が言えるかどうかを教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議員さん御質問2点にお答えさせていただきます。ス

スキー場の売却の金額がわかるかということですが、売却希望金額は破産管財人が設定した後継者企業との交渉のなかで、最終的に決定されるものと理解しております。町としては具体的な、売却金額については把握はしておりません。また、外資をやめてほしいとか雇用の確保をしてほしいというような要望が、管財人とのなかで要望がおおるのかという御質問だと思いますが、基本的には管財人とスポンサーが契約交渉に入りますと、秘密保持契約というものがされましてなかなか情報が入ってこない部分にはなってくると思いますか、今回支援協議会のなかでは連携をとっていくということですので、要望等は管財人の方に伝えることができるというふうに認識しております。以上となります。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。あくまでも法律に基づいたなかで破産管財人さんの役割として活動されるので当然だと思いますが、金額がいくらを想定しているかとか、町が要望は伝えることはできるけれど、それにこたえることは難しいんだと思います。それが現実だと思います。次にそれを踏まえたうえで先ほど少し説明がありましたが、もしこの破産管財手続きが終わったらどうなるかということで、競売にかかっていくってことなんだと思います。町として競売にかかるとなぜ問題なのか。それは先ほどいわれたとおりスキー場として売却されずに、部分で売却されればスキー場として残らない。そういう施設として残らない問題は1つあるかもしれない。反面あとにきたい会社にとっては交渉事なんで、早く終わってくれて競売にかかってくれれば思ったより安くスキー場自体が買えるかもしれない。今はスキー場として残すための後継企業探しであるけれど、もしかしたら安く買えればスキー場として残さずに、夏を主体としたレジャー施設として使いたいっていう企業もあるかもしれない。可能性はたくさんあると思うんですが、町としたら絶対にスキー場でなければいけないのか。なんとしても競売を避けてここでスキー場として後継企業を探すのが一番、それではか答えがないのか。経済市場原理に任せて最終的にどういう形であれそこを使う企業がくればいいんだよ、売却が安くたっていいじゃないかっていう判断もあると思うんです。こだわりの理由を教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

**○寺本商工観光課長（寺本英仁）** 町が支援をせず破産管財人による後継企業探しが終了した場合、どうなるかということだと思います。破産手続きが終了すれば後継企業候補との交渉を担っていた破産管財人が任務を終え、後継企業を探す人材がいなくなります。そして破産手続きが終了すると競売へ移る可能性があります。競売に移った場合施設設備等は個々に売却されて、スキー場の再開はさらに困難となっております。今回この補助金の一番の目的は、破産手続きをこれから延長してやっていただくということが一番の目的となっております。その目的としましてはやはりスキー場、目的先ほども説明しましたけれども、ハイランドの知名度それによる雇用・観光入込客・宿泊業の入込客、そういったものの経済効果があるということが、一番スキー場再開ということが念頭にございますので、そういうふうにご考えております。以上であります。

**●大屋議員（大屋光宏）** はい、議長。

**●山中議長（山中康樹）** 大屋議員。

**●大屋議員（大屋光宏）** 町としたらスキー場であることが一番経済効果も高いということなんだと思います。ただ手続き上の話で言えば、例えば破産管財人さんが入られて希望価格があって交渉のうえでスキー場が決まることと、あと競売にかかって安く買われてスキー場であることってというのは、何も町にとっては変わりはないんだと思います。可能性がどちらが高いかっていうことだと思うんです。破産管財人さんの一番の役割ってというのは、債権者にいかに利益を配分するかっていう役割です。決して町のために働いておられるわけではなくて、後継企業を決めて希望価格に近い金額で売却することによって、債権者に利益を配分することなんだと思います。競売にかかると誰が一番困るかっていうのは、債権者なんだと思います。そういう意味で、公益性といったときに今回町がお金を出すってことは、基本的には破産手続きが続いて、最終的な利益者ってというのは債権者になるので、公益性はいかがなんでしょうかというところを思い質問をしました。そこは、わかっていただけるんだと思います。ちょっと話戻りますが、今回の後継企業探しってどこまでやるのかってということのものもあるんですが、予算として総額が498万4,000円だと思うんですが、後継企業探しにいくら使われてその算出根拠、月いくらで例えばなんか月分であるとかってというのが、あるのかないのか、っていうこと。それと、最終的にうまく決まれば誰もいわないんだと思います。ただ万が一決まらないとか競売にかかってきたときってというのは、この予算は公益性があったのかってということで、裁判に例えばなったときにどうなるのか。うまくいかなければ



問題になる可能性はあるわけです。活動自体にどれだけの公益性があるかということだと思います。スキー場が再開することは、公益性があるのはわかりました。ただ、破産管財人の活動にいくらか使われるっていうことは、そこに公益性はどのように見出すのかを教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 予算の内訳について回答させていただきます。予算の内訳ですが、事務局費ということでこれは人件費にあたると思います、および広報費で200万円。それから施設の維持管理費で298万4,000円ということで、498万4,000円というふうに考えております。先ほど御質問のなかに、管財人の経費があたるのかということがありました。今議会での質問に対する回答のなかで、管財人が後継企業との交渉に関する活動の経費部分も補助対象として検討していきたいと説明をさせていただきましたが、質疑等でも御意見をいただき再度庁舎内で協議をした結果、スキー場が再開されなかった場合管財人の後継企業との交渉に関する部分は、有効性があつたかどうかは判断が難しいということ判断しまして、この部分に関しましては協議会で検討されている、クラウドファンディング等の独自事業による財源で、対応していきたいというふうに考えております。活動の補助事業の活動の期間としましては、来シーズンの営業をめざしております。4月から11月の8か月間を、予定をしております。その後の活動継続については、協議会や管財人と協議し検討していきたいというふうに考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） すみません。ちょっともう1度、今の質問確認をしたいんですが。質問しとる意味が全くなくなる話なのかなあと思いました。498万4,000円あってそのうちの200万円が後継企業探しに使うんだけど、質疑等も受けてももとは弁護士の活動費も含まれていたがそこには使わないことに決めましたという話ですか。予算はあるけれどその予定で予算はたてたけど質疑等を受けて、内容をかえましたという答弁でしたか、弁護士活動には使わないので一切問題はありませよという答弁でいいですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 失礼いたします。今の答弁で間違いございません。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） どちらが訂正をしてすみませんっていう話かわかりませんが、通告もしてて質疑で使うということだったので、改めて一般質問しました。実は変えたということで、そうであればそれでいいんだと思います。そうすると今度は、予算はそのままあるけれど中身は違って、200万円は何に使うんですかっていうことです。弁護士活動には使わなくて200万円必要なくなったかなであれば、予算書を出しなおすということですか。

○白須財務課長（白須 寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須 寿） ハイランドの補助金の件でございますが、今計上してある予算の内訳については、先ほど商工観光課長が説明したとおりでございます。内容については、今まで、これからですね、仕様・できる内容とか経費の内訳とかをですね、補助金の交付要綱などを定める段階で検討致しまして、それに基づき執行の方してまいりますというふうに思っております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） これはこれを聞いて議員なりがどう思うかという判断だと思

ます。今とりあえずやらなきゃいけないと思って予算組んでみたけど、いろんな指摘を受けてまずいのがわかったので、まずいところは変えますっていうなら、それまで内部でどういう協議をしてきたんですかっていう、予算に対する信頼の問題なんだと思います。それはそれでお互いが冷静に受け止めればいいのかなあと思います。この問題の最後に聞きたいと思うんですが。町長に聞かせて下さい。瑞穂ハイランド自体は、スキー場として存続することが望ましい。復活してほしい、その方が地域経済にとってもいいっていう、それは、十分よくわかります。よくわかるんです。なぜ1年前のこの場において瀧田議員が、2年続けて暖冬で経営も苦しいだろうしコロナもある。町として県に要望するなり何らかの支援をしないのかって言ったときに、町の対応としたら基本的には売上げが下がったときの県の融資であるとか、コロナ対策としての国の事業等のなかですということ町としては特別なことはしない。まあ、結果としてされなかったわけです。会社があるときに何も支援をしなくてなくなっただけからやっぱり必要だから、公益性があるから残すことに活動するよっていうのはいかになものか。会社があるときに支援をもした。なくなっただけから経営が苦しいけど存続できなかったときに、やっぱりスキー場は必要だからお金を出すっていうことは、であれば筋がとおるので僕は細かいことをいわなかったと思います。もしくは支援をしとったんだけど倒産をしてじゃあ次どうするって。あるときに支援したけどこれだけ支援しても成り立たないであれば、厳しいかもしれないので次の後継企業を探さないっていう選択肢もあります。最初にしなかったら、あともしないのも正しいんだと思います。そういう意味で、あるときにしなくて、スキー場は公益性があるよっていうのはいかになものなのか。特に昨日いこいの村のとき日野原議員の質問のときにも、そのとき指定管理を受けておられた雲海さんに対してなぜ支援をしなかったとかっていう質問に対しても、モラルハザードっていう言葉が使われたんだと思います。そういう観点からみれば今回の事業の内容っていうのは、最初から町長の姿勢からすると支援すべきではない、できなかったはずであるのに予算を出されたっていう、そこの考えは何だっかを教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 私企業に対して支援をする公金を使うっていうことは、基本的にはやはり避けるべきであろうと思います。したがってモラルハザードっていう言葉を使ったわけですが、ここに至ってはやはりスキー場が閉鎖され地域経済が大変な打撃を受けるというようなことを鑑みれば、なんとしてもどういう形態であれやはりスキー場の再開を

望むのが、私は今の段階では正しいもんだと思います。そこに補助金を入れさせていただいて後継を探していくということは、大事な時期かなあというふうに思っています。いろいろ話を聞きますと、施設の老朽化あるいは大変な施設の西日本最大の規模ということで、いずれは相当なコストがかかるということも、ネックにどうもなっとたわけでありますから、後継企業の候補者あたりがどういう形で、フルスペックではなくてももう少しこういう規模を縮小してでもやりたい、というような可能性もでてくるのではないかなあというふうに思いますし、まさに正念場にさしかかっている時期にこうした行為をぜひやっていきたいと、こういうふうに思っています。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） すみません。町長は補助金を使ってって言われたんですが、補助金は使わない、使う。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 補助金っていう意味は、今協議会に対しての補助金ということでございます。そこに予算化をしているということでございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。一連の流れのなかで最終的に破産管財人さんの活動に対して公金・補助金は使わないというところは、整理がされとるんだと思います。僕は市木地区の協議会の方が、施設の許可が得れば施設の管理・維持で草刈り等をする活動に対して支援することは、全く問題がないと思っています。町の方から言われたとおり、最終的にはクラウドファンディング等でお金を集めたなかでそういう活動をするように、補助金を使わないでって言われたです。そういうアイデアを先に出されれば、そのほうがよかったんだ

と思います。若干目的に対して手段・選ぶことを、補助金を使うっていう安易な方向に走っちゃったので、いろいろと問題が起こったんだと思います。僕の前前の亀山議員さんの一般質問を聞いてまして、本来私達議員は住民のためにこうしてくださいっていうのが筋だと思っております。どちらかというと僕は、それはやらないほうがいいんじゃないですかっていう公務員的立場かもしれません。住民からすればなぜ今回これを取り上げたかいうと、これをしてくれるなら、これができるならもっと私達のこれにも使ってよとかあれにも使ってよこれもしようという、言いたくなる事例だったのであげました。それをすると、今度は町の方は整理がつかなくなるんだと思います。一方で行政の職員の皆さんは、住民との間でいろいろな相談なり手続き上の相談を受けると思います。できることとできないこと、法律なり条例で決まってお断りをしなければいけない。もう気持ちとしたら、たとえば今年の冬の、水道管破裂して水道料金がすごく高くなったけど、減免する規定はないのでお願いをして払ってもらおう。お願いする必要はないんだけど決まりだから。だけどやっぱり何ともしがたい気持ちのなかでお願いをして、理解をしていただくというそういうこともあるので、やはり行政と住民との間の信頼性・役割ということで、やっていいことと、まさに本当に町長が言われたモラルハザードだと思います。行政側のやっていいこと悪いこと、きちっと線を引かないと混乱が起こると思ひまして、あげました。予算書がどうなるかは別にしまして、破産管財人の活動には補助金・公金がいかにしないようにするということがあったので、この問題はこれで終わりたいと思います。すみません、予定よりちょっと過ぎたのでだんだん早口になってきますが、町が結ぶ協定について聞かせてください。協定って書いてありましてどういう種類があるかもわかっていません、私の方は。自治体・企業・大学と協定をたくさん結んでおられると思います。現在結んでいる協定どことって言ってあげると時間がなくなると思ひますので、どんな種類でどの程度の数があるか教えてください。それとそれぞれの協定の行政上の意義、法的効力があるかとかどういう意義で結んでいくのかが知りたいです。あわせて協定を結ぶことに関して議会との間の関係で議決の必要性っていうのがあるのかなのか。同じように協定を締結すれば予算措置との関係がどうなるのか。協定を結べば、自動的に予算措置されるとみなされるのかというようなことが聞きたいので、通告した2点につきまして一括でお願いを致します。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 町が結ぶ協定について、種類等についての御質問でござい

ます。町が締結している協定には例えば、企業立地に関する協定のように具体的な事業の実施に伴うものと、それから相互の協力を目指す連携協定等があるかというふうに思っております。町が締結しているこれらの協定で、現在総務課の方で確認しております協定には、国・県及び県関係団体との協定というものが8件。それから市町村同士の協定が3件。それから大学など教育機関との連携協定が8件。それから私企業との協定が2件。それから私企業との具体的な事業目的をもった協定が3件の全体で24件になります。ほかに防災に関する協定がございまして、例えばヤフー株式会社との災害情報発信協定や邑智郡建設業協会等との災害応急対応協定など民間との協定が15協定。それから、ほかの自治体から応援をしていただいたりの協定が14協定ございまして、トータルで53協定になっております。協定の持つ意味でございすけれども、1つは邑南町が有している能力で不足する部分を補っていただきたいという目的で結ぶこと。また、杞憂危惧している事態をまねかないように、相互の対応を確認することを目的として締結をしております、それぞれの目的に沿って締結されている意義というのはあるというふうに認識をしております。それから法的拘束力につきましてでございますが、公害防止のように目的が明確なものとか、瑕疵の担保みたいなものがその協定のなかに設けられている場合については、そのことに違反するってということが明らかな場合があれば別だとは思われますが、本町が締結している多くの協定は当事者間に法的拘束力があるとの認識がないものがほとんどではないかというふうに認識をしております。こういった協定自体で協定を結ぶことで即その協定のなかに予算を伴うものは、現在はないというふうに思っています。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。防災関係で29件と自治体等含めましてが24件の合わせての53協定あるという話でした。協定を結びますということで、議会に報告があるものとそうでないものがあるので53もあるとは思いませんでした。先ほど話をしたとありましたとおり相互協力であるとか補完的な意味合いってということで、当事者間の確認がメインであって法的な拘束力であるとかそれに伴って予算がつくものではないということでした。例えば災害等があったときに、協定があるからってということでいろいろお願いをすることもあるんだと思いますし、協定を結んでいるところだからということで、協力関係をすることもあると思うんです。議会としても、あることもこれだけあるとは思わなかったんですが、その協定が有効期間がどの程度かとかいろんな問題はあると思うんですが、町としても担当者

がかわっていく、相手側の自治体なり企業も担当者がかわっていくと思うんですが、最低例えば毎年1回お互い協定を結んでますよねっていう確認なり見直しっていう作業はこれすべてやるのか、もう結んだら結びっぱなしなのかを教えてください。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 協定の内容にもよるとは思いますけれども、それぞれ協定書自体は総務課の方で保管等はしておりますが、それを総務課の方ですべてにおいて協定の内容が継続されているかということを確認は致しておりません。それぞれの結ばれた当事者のところにおいて、具体的な様々なやり取りのなかで継続されているものが、ほとんどではないかなというふうに思います。期間を特に定めたものに関しましては、それはそれで当然その期間内で改めて再度協定の必要性については、確認をしているというふうに理解しております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。すみません。僕は町に聞いているつもりなんですけど答えるのが課なら課の役割を答えられちゃうと、もう1回聞かなきゃいけないと思うかなと思うんですが、例えば災害協定なりいろんな協定があるけど総務課として、その協定を全部保管をしておられる。確認等はそれぞれの担当課がしてますってことなんだと思います。そうすると、例えば防災協定を結んでる自治体は大きく問題は起こらないと思うんですが、例えば民間企業のなかで災害が起こったときに協定を引っ張り出して、お宅協定結んでいるんだからこれやってよ、協力をしてよっていったときにそんなことあったんですかっていう可能性があるわけですよ。そうすると毎年きちっとした確認は必要だと思うんですが、いざというときなり本来協定が役に立つように、それは誰の仕事なんですか。協定がきちっと有効であるとか職務上結すんでいるという確認は、担当者の仕事なのか結んだ課の仕事なのか町としての責任なのか、それがきちっとされてないと協定を結ぶ意味はない。あくまでも協定を結ぶのが仕事であってということになると思うんですが、協定が生かされるようにきちっと誰が管理をされているんですか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 協定の目的があって協定を結んでおりますので、当然協定の目的にそって確認行為はしていると私は思っております。それは例えば防災であれば防災に関する協定を結んだところが、そのことは当事者との間で確認はしているというふうに思っております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。たくさんの協定が結んであって管理する課があって、最終的には担当課がきちっと協定の確認がしてあるので、いざというときにも協定がいかされるという答えでだと思えます。はい。そこが心配だったので、それを聞けば1つ安心できるんだと思えます。もう1つ予算との関係を聞かせてください。具体的に事例を出すといいのかなあと思うんですが、例えば教育委員会の方でモンベルさんと協定を結ばれたと思えます。これは昨年度のこの議会だと思えますけど、新年度予算のなかでモンベルと協力して事業を行いたいということで予算を組まれて、今年度夏くらいに予算を組んだあとに協定を結ばれています。もう1個今回出た事例でいうと、2月に食べログさんっていう会社と協定を結ばれたです町が。それに基づいて地域おこし企業人交流プログラム、総務省の事業として大都市圏に勤務されてる企業の方が地方に来ることにに対して国が予算を出すので、人材交流っていう形で事業をとるところで事業内容で、これはさきに協定を結ばれて次予算がでてきたわけです。出てきた予算のなかもぐるなびから1名人材派遣を受けてっていう前に、連携協定を結んでいることからあると、協定が先にきて予算があとなのかなあという違和感があったんです。それとあわせて3年間ということで行政用語でいうと債務負担行為ってことで、来年再来年まあ先のことについても当年度予算しか組めないけれど、こういう事業をしようと思って先の予算を先にこういうこれほどかかりますよっていう議会の議決をうけるわけです。そういうこともなく、3年間っていう話になっています。そうすると、“やっぱり好ましくないだろう” “これやらなくてもいいだろう” って議会が思ったとしても先に協定を結んでいるので、もし議会側なり町が契約破棄する協定どおりできないとなれば、民間



企業からみれば契約破棄として訴えられることなのか、という疑問もあるわけなんですけど。予算を組んで協定を結ぶものと、協定を組んで予算をあてる。協定を組んで予算を組むものってというのは、違いはどういうふうに違うんですか。

○白須財務課長（白須 寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須 寿） 協定の先に予算化をするのか協定のあとに予算化をするのか、2つのケースがあるということですが、一応協定につきましては金銭の支払いが内容に含まれるものについては予算化が必要でございますが、今把握しているなかではですね最初に結ぶ協定については、金銭の記載がないものと理解しております。それでその協定に基づいて業務を進めていくにあたりまして、予算が伴うものにつきまして直近の予算に計上をしております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） いろいろ予算を組まれたりしたときに、質疑だとかいろんなことを聞くときに“協定がありますので”って先に言われてしまうと、協定が1番なのかなあっていうことがあって。協定を結ぶときに説明があるものかないものもあるし、議会で議決したわけでもないわけです。本音と建前の世界は十分理解はしていますが、協定を結んでいるからっていわれるなら債務負担行為をすればいいんだろうと思います予算措置を。予算措置をしているから、協定のなかにはお金とかやりとりもできないっていう建前っていうかあるので、事務的に話をされる担当者なり課長は、しっかり理解をして議会にも説明をしてもらわないと、協定があるのでこういう事業をしますっていわれると、説明責任を放棄されている気もするってところは理解されると思うんです。そういうことがあって協定について質問をしました。結ぶときにすべてについて議会の議決が必要ってわけでもないし、町が結ぶ理由はお互いに補完的なことをしようということなので、あくまでも事業協力ということなんだと思います。別途予算組みが必要なときはその都度されるのは、その都度して、その都度審査を受けるということだと思います。協定があるから予算がとおるわけでもないしということだと思いますので、お互いきちっと確認をして事業展開をしていただければと思

います。よろしくお願いをします。最後の質問です。社会教育関係団体ということで出しております。これも自分で調べてもわからなかったのですが、丸投げじゃあないですが丸ごと聞きたいと思います。もともとの始まりは、例えば婦人会っていう団体があるけれどぼぼぼぼなくなりつつある、それは時代によるものなのかどういものなのかほんとに必要なのかどうなのか。老人クラブとかそういう団体もある。これらは一般的に社会教育団体というのかなあっているいろんなことを思いながら調べましたら、ネットで社会教育関係団体っていう言葉がでてきました。違いはなんだろうっていうこともあるんですが。そういうことも含めまして、社会教育関係団体とはどういうものであるか。邑南町でいうと具体的にはどういう団体だよって言うていただくと、わかりやすいかなあと思います。自治体によってはいろんなこう団体があるなかで、社会教育関係団体っていうことで登録制度があるところもあります。邑南町にはないのかなあと思うんですが。登録制度っていうのを必要とされている自治体があるってことであれば、登録制度っていうものがなぜ必要なのか。あわせて邑南町の教育施策の実施計画っていうなかには地域を担う人材の育成っていうことで、社会教育関係団体の育成・支援っていう言葉がでています。具体的にはどのような支援を行っているか、考えているかを教えてください。以上2点についてお願いします。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚） はじめに、社会教育関係団体の定義について御説明を申し上げます。これは社会教育法第10条で、1として社会教育に関する事業を主たる目的とすること。2として公の支配に属さない団体であることの要件を満たすものとしています。邑南町につきましても同じ認識であります。次に登録制度について御質問がございました。本町では登録に関しての事務手続きを定めたものではございません。補助金に関しては邑南町社会教育団体補助金交付要綱第3条において、対象団体としては邑南町小中学校PTA連合会・邑南町体育協会等を掲げております。またあらたに補助金を交付しようとする場合は、教育委員会及び社会教育委員の会に意見を聞きながら、補助金等交付規則及び邑南町社会教育団体補助金交付要綱の定めるところによりまして、交付の手続きを行っております。続きまして教育施策の実施計画においてどのような支援を行っているかという御質問でございます。本町では社会教育関係団体や自主的なサークル等、多くの団体グループが活動されておられます。生涯学習活動は1人1人の人生を豊かにしていくものが主な目的ですが、このような活動を通して多様な価値観であったり専門性による自身の活動の幅がより広がるととも

に同じ喜びや充実感を分かち合える仲間が得られ、地域コミュニティの充実にも繋がるということをご期待をしております。具体的な支援でございますが、それぞれの団体グループ等のニーズに応じた研修会の共同開催であったり、学習機会の提供またそれぞれが実施をされます各種イベント等の案内、さらには公民館等で実施をしております公民館祭りを実施を致しまして、交流の場であったり発表の場であったりということを設定をさせていただきながら、それぞれの団体グループの育成に努めております。以上でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） もうちょっと具体的に聞かせてください。先ほど社会教育団体というのは法律に基づいたなかであるってことで、社会教育を行う、すみませんすべてがメモできなかったの。あともう1点が“こう”の支配を受けないことっていう。“こう”っていうのは、たぶんなんか甲乙の甲でしたか。おおやけの支配。すみません公の支配を受けないっていうのはどういう意味なのか。具体的に先ほどどんな活動をしてますか支援をしてますかっていうことで、ニーズに応じて研修会とか各自公民館のイベントへの参加とかあると思うんですが。具体名は言いにくいと思うんですがこういう社会教育関係団体って一般的にいうのは、例えば老人クラブ・婦人会・PTA・自治会がどうなのかなあと思うんですけど、サークル等の感じでいくと社会貢献的な団体でいうと、例えば読み聞かせのグループだとか育児サークル・子育てサークル、趣味でいうと公民館使うところでいうと詩吟だとか歌を歌われる方とか太鼓をされる方、神楽とかどうなんだろうなあ神楽団とかは思うんですが、そこは最初の定義に基づけば広く社会教育団体っていうのか、公民館祭りに出てくるような人達が社会教育団体なのか関係団体なのか。ちょっとそこを具体的なイメージでいうところ、どこで、どんなところですよっていうのが言える範囲で教えていただければと思います。公の支配の意味とあわせてお願いをします。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚） まず、公の支配につきまして御説明を申し上げます。その関係性につきましては、同じく社会教育法第11条の1項で専門的技術的指導又は助言

を与えることができると謳ってあります。続きまして第2項につきましては、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行うと規定をされております。本町ではこの定義を踏まえ社会教育関係団体の活動は、あくまで自主的自発的であるというのが基本と考えております。よって社会教育関係団体への関わりとしてはあくまで団体の自主的な活動に対し、必要に応じて援助相談助言等々を行っております。また団体でございますけど、具体的には子供会であったり先ほどもありました婦人団体・PTA・青年団体・スポーツ団体・文化団体等、多岐にわたっておるというふうに認識をしております。以上でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。3番目の質問を先にしたような形にはなりました。社会教育関係団体っていうのが、町とはどういう関係かっていうことだと思います。最後に自主性は保障されているかっていうことで聞きましたが、先ほどの答えで自主的な活動であり自発的なものである。自主性は保障しなければいけないんだと思います。そこで社会教育関係団体先ほど言ったとおり、町は物資の支援であるとか協力的な体制をとるなかで、活動を支持支援をしていくんだと思います。例えば補助金出さないっていうことでその活動に対して助言の域を超えて、もっとこういうことをしてもらわないと町は困るよ、補助金を出すっていうことはそういうことを言う意味なのか、単に自主的な活動のうえに例えばPTA連合会には補助金を出していると思うんですが、補助金を出すイコール活動に口出しをするという意味なのか、補助金をもらおうと活動に口出しをされてしまうのかっていう心配が、あるといったらおかしいですが、そこは、保障されているかを教えてください。あわせて、すみません。例えば老人クラブっていうのは社会教育関係団体なのか。おかしなことを聞くかなあ聞くなあと思われるかもしれませんが、実は僕がそう思っていたら老人クラブに対する補助金は民生費として出されているので、これは違うのかなあと思ったんですが、具体的ですみませんが、そこを教えていただければと思います。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大橋生涯学習課長。残り時間が5分をきっておりますので答弁は簡潔にお願いします。

○大橋生涯学習課長（大橋 覚） 議員さんおっしゃられました補助金に対しての助言の範囲でございます。基本的に補助金を出している場合、その用途につきましては若干の制約もやはり加えていかなければいけないというふうに思っておりますけど、活動自体に対して我々がですねえ、広報的な支援以外の助言等を行っていないというふうに、認識をしております。老人クラブにつきましては社会教育団体と、非常に社会的な貢献度が高いというふうに認識をしておりますので、そのように位置づけております。以上でございます。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 補足をさせていただきます。老人クラブにつきましては、老人福祉法に規定されている団体でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。元々の法律に基づくものとかいろいろあるんだと思います。おそらく教育委員会のほうはどの法律に基づいて成り立つんじゃないかと、社会教育法に基づいて活動がどうであるかっていうことで、社会教育関係団体として認識をされるんだと思います。今回あえてここで出したのは、例えば町議会議員のなり手がなくなっていくという問題のなかで、どうしても自治会であるとか地域には目はいくけれど、そういう横のつながりとなる団体、先ほど言った社会教育関係団体の活動っていうのが最近では活発ではないというか婦人会にしてもすたれてきている。先ほど亀山議員の質問のなかで教育長も公民館活動の事例として、例えばごみ処理に1人あたりいくらかかっている。だから地域としてどういう活動をすれば、それが削減できるとほかのことに使えることができるんじゃないか、ある意味とかサークルとかグループの活動なんだと思います。そこから政治なり自治体なり身近な問題に目を向けるっていうことで、年々どうしてもなんとなく好きな者が集まって好きなことをするっていうことは多いですが、社会教育っていう意味で団体の活動っていうのはすたれてきているのかなあ、もっともっと活発になることをしてほしいなあという思いが1つ。もう1点は非常に言いにくいですがこういう団体が、特に社会性が高い団体が成り立たない理由の1つは誰が役員をするか世話をするか、っていう問題にはいつてくるんだと思います。

世話をすることはいいけれど外から口をだされる。多々あることだと思います。なかの問題としてなり手がなから役員として頑張っていると、外部の人があの人長いあがあな人がっていう批判をされることは多々あると思います。皆さんうなづきますよね。例えば僕がPTAをして、外部からお前はって言われる必要は一切ないと思っています。よくありますけど。内部から批判されるのは、一向にかまわない話。先ほど言ったとおり自主性が保障されているかっていうのは、そこです。あまり具体的に言わない方がいい話だとは思いますが、そういう意味で行政にかかわる人はそういうところには、すごく気をつけてほしいと思いますし、社会教育団体の育成っていうのは、もう少しそういう意味で力を入れてほしい。内部での批判はいいけれども、やっぱり外部から批判されるとやっぱりやだよねっていうことで。そういう意味で、社会性の高い団体っていうのは、徐々にすたれていくのかなあと考えております。教育長に最後に、社会教育団体の育成についての思いを語っていただければと思います。お願いをします。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 婦人会が名前はともかくそういう社会教育にかかわる団体が、少しずつ役員のなり手がなからとか、いろんな課題をかかえておられて大変すたれていっているということは、教育委員会としても本当に重く受け止めなければいけないなあというふうに思っております。いろんな地域の課題を考えるあるいは解決をしていくときに、いろんなグループの活動っていうのはほんとに支えになると思います。昨日もジェンダーのことが取り上げられましたけども、地元にはそうした男女共同参画に取り組んでいる団体グループもあります。そういうなかで高齢化がすすんでおったり役員のなり手がなかつたりというところを、本当は教育委員会としても支え援助しながらやってほしいなあという、ほんとに重く受け止めてこれからそういうグループとも協力しながら、いろんな課題に向けて取り組んでいかなきゃいけないなあというふうに思っております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。時間がなくなりました。今は皆さんが仕事に出られる勤

める場面も多いので、社会とかかわる場面は多々あるんだと思いますが、普段の生活以外の人とかかわる社会貢献をする場っていう意味では、社会教育関係の団体っていうのは非常に必要だと思います。役なったときだけでも一生懸命かかわってもいいのかなあとと思います。ほぼほぼボランティアで役をしても無償だっていうのはどこも共通だと思いますし、そこに参加する意義を訴えるのは非常に苦しいこと難しい場面は多々あると思います。ただそういうことでやっぱり社会と関係を結ぶ社会性をもつ規範意識を養うっていうのは、大人になっても勉強の場です。なかなか注目されることはないことではありますが、教育委員会の皆さんもこういう場面にも注目して人材育成について、お互いにというところだと思います、やっていければと思います。ちょっと時間を超えましたが、本日は大変ありがとうございました。

**山中議長（山中康樹）** 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで暫時休憩といたします。

—— 午後 3 時 52 分 休憩 ——

（B グループ議員入場）

—— 午後 3 時 53 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 散会宣告

●**山中議長（山中康樹）** 再開を致します。ええ、本日は、これにて散会といたします。お疲れさまでございました。

—— 午後 3 時 53 分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員